

平成22年度第3回宮城県事業認定審議会議事録

日 時 平成23年3月24日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 行政庁舎9階第一会議室
次 第 1 開 会
2 あいさつ
3 説明及び質疑応答
(1) 加美町新庁舎建設工事及び農業用用排水路付替工事の事業認定申請について
イ 経過報告等について
ロ 加美町の被害状況等について
ハ 事業認定申請書の概要について
ニ 公聴会（開催日 3/8）の開催概要について
ホ 各委員からの御意見等について
ヘ その他
(2) その他
4 閉 会

出席委員 渡部修会長、二谷一雄副会長、南部繁樹委員、大山弘子委員、井坂正宏委員、中村捷子委員

配布資料 平成22年度第3回宮城県事業認定審議会次第
資料1 経過報告等について
資料2 加美町の被害状況等について
資料3 公聴会の開催概要について
資料4 各委員からの御意見等について

会議の概要（要旨）

○開会

1 委員等の紹介

委員及び事務局職員を、事務局が一括して紹介した。

2 会議成立の確認

委員総数7人中出席6人で過半数の定足数に達しており、宮城県事業認定審議会条例第4条第2項の規定により、本審議会が成立している旨を事務局が報告した。

3 議事録署名人の指名

宮城県事業認定審議会運営規則第8条第2項第2号の規定により、議長が中村捷子委員を指名した。

4 審議の公開・非公開の確認

会議の公開を確認した。

○説明及び質疑応答

「3 説明及び質疑応答」の「(1) 加美町新庁舎建設工事及び農業用用排水路付替工事の事業認定申請について」の「イ 経過報告等について」から「ニ 公聴会(開催日 3/8)の開催概要について」までを事務局が、資料1, 2, 3及び事業認定申請書(写)により説明した。

○質疑応答

[二谷副会長]

事業認定申請書の19ページに財源が記載されている。震災の緊急対策への予算措置が必要な状況にあるが、合併特例債は計画のとおりに執行できるのか。

[事務局]

次回、報告する。

[中村委員]

加美町の本庁舎の柱等に被害が発生しているが、建物の調査は済んでいるのか。

[事務局]

正式に確認していながら、実施済みと思われる。

[南部委員]

今年度の第1回審議会で「事前相談の概要及び指導内容等」の説明で、事業認定申請の第3号要件に関する記載への指導内容として2点の説明を受けたが、その後、町からどのように回答されたのか。

- ① 事業計画書に庁舎建設が加美町総合計画でどのように位置付けられているのか等を記載すること。
- ② 失われる利益の「保全すべき動植物等」については、現地調査の実施を検討すること。

[事務局]

②について

申請事業は、面積その他から環境影響評価法又は宮城県環境影響評価条例で環境影響評価を義務付けられた事業ではないが、起業者が事業認定申請前に任意で動植物の現地調査を実施している。

〔南部委員〕

調査を行ったものはだれか。

〔事務局〕

八千代エンジニアリング株式会社（総合事業本部環境計画部）である。

〔南部委員〕

加美町総合計画の記載についてはどうか。

〔事務局〕

申請事業について総合計画に記載はないが、新町建設計画に記載されていることからその旨を記述をしている。

〔南部委員〕

その議論については今後としたい。

〔二谷副会長〕

合併特例債の制度の詳細を承知したい。（返済期間、借入利子の見込み、地方交付税交付金での補填など）

〔事務局〕

次回、報告する。

〔大山委員〕

事業計画書の事業目的に、本事業は、今後のまちづくりの中心的施設となるための機能を集約した新庁舎を建設することで、新町建設計画で掲げている新町全体として地域の均衡ある発展に寄与するものと書かれている。このことから、新庁舎は長期にわたり町の顔となる重要な施設であると思う。事業計画書の中では、建設する施設の本体のみが解説されているが、重要な町の顔となることから近接地の景観等も十分これに反映されるべきと思うので景観についても考慮すべきと思う。

〔事務局〕

各委員からお寄せいただいた御意見については、その回答を現在作成中です。ただ今の御意見も含めて起業者へ確認する。

「3 説明及び質疑応答」の「(1) 加美町新庁舎建設工事及び農業用用排水路付替工事の事業認定申請について」の「ホ 各委員からの御意見等について」を事務局が、資料4により説明した。

○質疑応答

〔議長：渡部会長〕

意見に対する回答は、現在確認中なのか。

〔事務局〕

御意見をお寄せいただいた都度、原文を関係機関に照会している、一部には、回答を得たものもあるが、次回の審議会で一括して御報告したい。

〔南部委員〕

この申請書は、多分立派にできているのだろうが、私はこれが事業の目的なのかとの感想を持った。新庁舎は、町民全体の施設であり、これから町を支えていくような施設であり、そのために土地が必要である。その土地に土地収用法を適用させたいという考え方であると思う。そうであるならば、もう少し丁寧にプロセスを断片的に別添資料を付けるのではなく文書に記載すべきと特に感じた。

今回の庁舎建設の本格的な議論が始まったのは、平成17年度である。当時国土交通省では、我が国の土地利用を含めて土地に関する考え方を抜本的に見直すという議論が既に始まっていた。平成18年3月の国会では相当具体的な議論が衆参両院で行われていた。この事業にはそういった経緯の議論の内容が含まれているとは読み取れないと言うのが私の感想である。

この申請案件では、認定要件ごとの議論はしやすいと思う。前回の審議会で皆さんと確認したとおり、何回か審議会を開催して、関連する議題を含めて議論し、自由に意見が言えるような環境で審議をしていきたいというのが感想である。

「3 説明及び質疑応答」の「(1) 加美町新庁舎建設工事及び農業用用排水路付替工事の事業認定申請について」の「ヘ その他」を事務局から説明した。

〔事務局〕

次回審議会の開催日を調整する予定であったが、現在、震災対応のため会議室は原則使用禁止となっている。そのため別途委員の日程後に連絡することとした。

○質疑応答

[中村委員]

平成22年5月21日に開催された第2回加美町議会臨時会にて、地方自治法に基づき「加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議決とあるがどういうことか。

[事務局]

地方自治法では、庁舎の位置は条例で定めることになっている。加美町役場の位置については、現在の場所から矢越地区に移すことが議決されているものである。なお、庁舎の位置を定める条例の改正は、出席議員の3分の2以上の同意が必要とされている。

[南部委員]

「資料3 公聴会の開催概要について」に関連して確認したい。

主な公述要旨として公述人からお話しいただいたテーマが記載されているが、ここに記載されている事項は、当審議会で議論して構わないという前提にあるのか。非常に幅の広い意見が出たように推察されるが、先ほど公述人を選定したとの説明があったことから、これらは審議会で議論ができる範ちゅうに入っているということなのか。

[事務局]

配布の時期は決めていないが、お知らせする。

資料3は、公聴会で述べられた意見の主なものを記載している。

公聴会での公述内容について、審議会で議論されることは困るということはないが、述べられた意見が厳密に見て事業認定の要件の判断にかかるものであるかどうか現時点では断言できない。

[渡部会長]

公聴会の記録の作成はどうなっているのか。

[事務局]

現在作成中であり、4月上旬にはホームページに公表したい。

[南部委員]

委員への配布も同時期か。

[南部委員]

認定要件に該当するかどうかは、だれが判断するのか。詳細な法解釈は

ないと思う。また、ボーダーラインは幅が広いように思う。会長を含めた我々委員と事務局で決めるのか。それとも、事務局が枠を決め、議論は良いがこの中で最終決定ですとなるのか。本格的な議論をする段階で説明してほしい。

[事務局]

国、他県とも審議会での審議の内容で詳しく公表されているものはない。公表されているものは、審議の要旨と認定理由のみである。どのような議論をして、認定したのか分からぬが、審議会の意見を尊重して事業認定庁が責任を持って裁量により決めていくことになる。

なお、認定理由を審議会にお諮りすることにはなっていない。次回は、その辺を分かり安く御説明したい。

[二谷副会長]

各委員は、事業認定庁である県知事に対してそれぞれの専門的な立場で認定要件についての考え方を述べるものと思うが審議会としての意見を集約する必要があるのか。

[事務局]

事業認定庁からの諮問に対して答申を出していただく、その際には今回井坂委員から出されている行政法上の付款を持って認定したらどうかという意見もあるかもしれない。どういった意見を中に述べるかを含めて次回としたい。

[渡部会長]

それぞれの申請ごとに決めていくこともあるのでしょうか。諮問についてはその時々で具体に決めていきましょう。

[南部委員]

資料1の2の(9)事業スケジュールは記載のとおり進んでいるのか。また、土地売買の契約が結ばれた後に事業認定がなされた場合でも税の控除は適用されるのか。

[事務局]

基本設計の完了時期は、事業認定申請書の内容から記載している。用地買収の時期は、町からの聞き取りによるものである。また、用地買収の時期については、繰越しの手続を検討している旨を確認している。

税の控除を受けるためには、事業認定を受けてから土地売買の手続を進

める必要がある。

〔議長：渡部会長〕

次第の説明事項は以上だが、事務局から追加説明事項はあるのか。

「3 説明及び質疑応答」の「(2) その他」を事務局から説明した。

〔事務局〕

平成22年8月の審議会で事前相談の概要として加美町以外にもう1件年度内の申請を予定している旨を説明していたが、こちらは申請があり審議会に付議される時点に御説明することとする。

〔議長：渡部会長〕

それではこれで審議会を閉会いたします皆様ありがとうございました。

○閉会

事務局から、「これをもちまして、本日の審議会の一切を終了いたします。」との発言をもって終了した。
